

奈良市公報

号外第 7号

平成 17年 4月 28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

条 例	
奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	1
奈良市税条例の一部を改正する条例	1
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	2
大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）J R奈良駅周辺土地地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例	2
奈良市都市公園条例の一部を改正する条例	2
奈良市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例	3
奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例	4
奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	4
奈良市保健所条例の一部を改正する条例	5
なら奈良館条例の一部を改正する条例	5
奈良市開発許可の基準に関する条例	6
奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	7
奈良市情報公開条例の一部を改正する条例	7
奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例	8
職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	8
奈良市特別会計条例の一部を改正する条例	9
奈良市地域づくり推進基金条例	9
奈良市簡易水道基金条例	10
奈良市針テラス事業基金条例	10
奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金条例	10
奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例	11
奈良市都祁村史発行基金条例	11
奈良市手数料条例の一部を改正する条例	11
月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う奈良市税条例の適用の経過措置に関する条例	13
奈良市都祁福祉センター条例	14
奈良市立保育所設置条例	16
奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例	17
奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例	17
奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例	17
奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例	18

奈良市簡易水道条例	18
奈良市保健センター条例の一部を改正する条例	23
奈良市墓地条例の一部を改正する条例	23
奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	24
奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	24
奈良市介護保険条例の一部を改正する条例	25
奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	25
奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	26

条 例

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 1号

奈良市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の定年等に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「診療所」を「診療所、保健所等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成 17年 3月 17日掲示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17年 3月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 2号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）の一部を次のように改正する。

第 60条第 2 項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第 5 項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第 80条第 2 項中「第 69条第 1 項」を「第 109条第 1 項」に、「史蹟、名勝」を「史跡、名勝」に、「、「同条第 2 項」を「同条第 2 項」に、「特別史蹟、特別名勝、若しくは」を「特別史跡、特別名勝若しくは」に、「土地のうちで」を「土地のうち」に、「当該区域内の」を「当該土地の上にある」に、「これを」を「これを」に、「、「当該固定資産税

額」を「当該固定資産税額」に改める。

第 81 条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第 1 項中【明治 32 年法律第 24 号】第 80 条第 1 項若しくは第 3 項、第 81 条第 1 項若しくは第 3 項、第 81 条ノ 8、第 93 条第 1 項若しくは第 3 項、第 93 条ノ 5 第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 93 条ノ 11」を【平成 16 年法律第 123 号】第 36 条、第 37 条第 1 項若しくは第 2 項、第 42 条、第 47 条第 1 項、第 51 条第 1 項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 57 条」に、「義務の」を「義務が」に、「及び法第 743 条第 2 項」を「又は法第 743 条第 2 項」に改める。

第 98 条第 8 項中「抹滅」を「摩滅」に改め、「この場合において」の次に「、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは」を加える。

第 99 条第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項の規定により試乗標識の貸付を受けた者は、その試乗標識をき損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。この場合において、当該試乗標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として 150 円を納めなければならない。

第 100 条第 1 項第 1 号中「抹滅」を「摩滅」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 80 条第 2 項の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 17 日 掲 示 済)

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 17 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 3 号

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年奈良市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

北登美ヶ丘六丁目 北部住宅地地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画北登美ヶ丘六丁目北部住宅地地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
---------------------------	--

別表第 2 に次のように加える。

北登美ヶ丘六丁目 北部住宅地地区整備計画区域	(1) 長屋住宅又は重ね建て住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
---------------------------	--

- (3) 学校（幼稚園を除く。）、図書館その他これらに類するもの（近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所を除く。）
- (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (5) 公衆浴場

別表第 4 に次のように加える。

北登美ヶ丘六丁目 北部住宅地地区整備計画区域	200 平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
---------------------------	------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 3 月 17 日 掲 示 済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR 奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 17 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 4 号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR 奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR 奈良駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例（昭和 63 年奈良市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び大宮町一丁目」を「、大宮町一丁目及び大宮町二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 17 年 3 月 17 日 掲 示 済)

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 17 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 5 号

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園条例（昭和 46 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号及び第 2 項中「行なう」を「行う」に改める。

第 5 条、第 7 条第 1 項及び第 9 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第 10 条の 2 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第 10 条の 3 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第 10 条の 6 において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報等に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第 10 条の 4 法第 27 条第 6 項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第 10 条の 5 市長は、法第 27 条第 6 項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第 10 条の 6 市長は、保管した工作物等(法第 27 条第 6 項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第 1 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 12 条中「一に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第 11 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

第 14 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。第 15 条を次のように改める。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第 15 条 第 3 条から第 14 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

第 1 条中「一に」を「いずれかに」に、「10,000 円」を「50,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 17 条の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 17 年 4 月 1 日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成 17 年 3 月 17 日揭示済)

奈良市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 6 号

奈良市文化財保護審議会条例等の一部を改正する条例

(奈良市文化財保護審議会条例の一部改正)

第 1 条 奈良市文化財保護審議会条例(平成 9 年奈良市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 105 条第 1 項」を「第 190 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「、及び」を「、並びに」に改める。

(奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例(平成 14 年奈良市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「第 69 条第 1 項」を「第 109 条第 1 項」に、「第 98 条第 2 項」を「第 182 条第 2 項」に、「第 70 条第 1 項」を「第 110 条第 1 項」に改める。

(奈良市都市景観条例の一部改正)

第 3 条 奈良市都市景観条例(平成 2 年奈良市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 1 項第 5 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改め、同条第 3 号中「第 83 条の 2」を「第 142 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 7 号

奈良市結核診査協議会条例の一部を改正する条例

奈良市結核診査協議会条例（平成 13 年奈良市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 3 条第 2 項」を「結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 50 条」に、「奈良市結核診査協議会」を「奈良市保健所に置く結核の診査に関する協議会」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称）

第 2 条 協議会の名称は、奈良市結核診査協議会とする。

第 6 条を第 8 条とし、第 3 条から第 5 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（委員）

第 3 条 協議会は、委員 4 人で組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 協議会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 3 月 30 日揭示済）

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 8 号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 1 条 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者である乳幼

児又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である乳幼児を養育している者とし、この場合における乳幼児は、本市に居住している者とする。

第 2 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「乳幼児」の次に「1 歳に満たない者（月の初日以外の日に 1 歳に達するときは、その達する日の属する月の末日まで 1 歳に満たない者とみなす。）を除く。」を加え、同号を同項第 3 号とし、同条第 3 項を削る。

第 3 条の見出しを「助成の範囲」に改め、同条第 1 項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、同項第 2 号中「附加給付額」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条第 2 項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例（昭和 48 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「助成の範囲」に改め、同条第 1 項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、同項第 2 号中「附加給付額」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条第 2 項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

（奈良市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 3 条 奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年奈良市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「助成の範囲」に改め、同条第 1 項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、同項第 1 号中「第 28 条」の次に「及び第 46 条の 8」を加え、「（以下「一部負担金相当額」という。）」を削り、同項第 3 号中「附加給付額」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 2 項中「医療機関等」を「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 4 条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 47 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「助成の範囲」に改め、同条第 1 項中「負担すべき額」を「負担した額」に改め、同項第 2 号中「附加給付額」を削り、同項に次の 1 号を加え

る。

(3) 市長が別に規則で定める額

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 4 条第 2 項中 「医療機関等」を 「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 17年 8月 1日から施行する。
(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例、奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例、奈良市老人医療費の助成に関する条例及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 9号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例

奈良市保健所条例(平成 13年奈良市条例第 46号)の一部を次のように改正する。

別表細菌学的又は臨床病理学的検査の部を削り、同表水質検査の部飲料水検査の款毎月検査項目検査の項中 「5,200円」を 「5,700円」に改め、同款全項目検査の項中 「全項目検査」の次に 「シアン化物イオン及び塩化シアン並びに臭素酸を除く。」を加え、同款腸管出血性大腸菌 O- 157 の検査の項中 「腸管出血性大腸菌 O- 157」を 「腸管出血性大腸菌 O157」に改め、同款理化学検査の項を次のように改める。

理 化 学 検 査	無機及び感覚項目分析	1項目につき 4,200円
	金属項目分析	1項目につき 4,200円
	有機塩素化合物分析	1項目につき 24,100円。ただし、同一検体で1項目増すごとに 3,500円を加算する。
	水質管理目標設定項目分析	
	無機及び感覚項目並びに金属項目	1項目につき 4,200円
	有機化合物	1項目につき 10,400円
	残留塩素	1項目につき 1,100円
	農薬項目分析	1項目につき 34,600円。ただし、同一検体で1項目増す

ごとに 5,900円を加算する。

別表水質検査の部プール水検査の款有機塩素化合物分析の項を次のように改める。

総トリハロメタン検査	1項目につき 34,600円
------------	-------------------

別表水質検査の部プール水検査の款細菌検査の項中 「腸管出血性大腸菌 O- 157」を 「腸管出血性大腸菌 O157」に改め、同部に次のように加える。

そ の 他 の 検 査	有機化合物	1項目につき 10,400円
	簡易な分析等	1項目につき 1,100円
	過マンガン酸カリウム消費量	1項目につき 4,200円
	大腸菌群	1項目につき 1,600円

別表食品検査の部規格検査の款中 「乳」の次に 「及び乳製品」を加え、同部異物検査の款を削り、同部細菌検査の款中 「大腸菌群」を 「大腸菌又は大腸菌群」に、腸管出血性大腸菌 O- 157」を 「腸管出血性大腸菌 O157」に改め、同表衛生害虫検査の部を削り、同表試験検査証明書の発行の部中 「試験検査証明書の発行」を 「検査成績書の再発行」に改め、同表備考中 「細菌学的又は臨床病理学的検査、飲料水検査及びプール水検査」を 「水質検査」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市保健所条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請される検査に係る手数料について適用し、同日前に申請された検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

なら奈良館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 10号

なら奈良館条例の一部を改正する条例

なら奈良館条例(平成 12年奈良市条例第 42号)の一部を次のように改正する。

第 10条を次のように改める。

(管理の委託)

第 10条 館の管理は、特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に委託する。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市開発許可の基準に関する条例をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 11号

奈良市開発許可の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43年法律第 100号。以下「法」という。）第 34条第 8 号の 3 及び第 8 号の 4 並びに都市計画法施行令（昭和 44年政令第 158号。以下「令」という。）第 31条ただし書の規定に基づき、市街化調整区域内の開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（法第 34条第 8 号の 3 に規定する条例で指定する土地の区域）

第 2 条 法第 34条第 8 号の 3 に規定する条例で指定する土地の区域は、次のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。

- (1) 建築物の敷地相互間の距離が、原則として 50メートル以内で、おおむね 50以上の建築物（市街化区域内に存する建築物を含む場合にあっては、そのうち、おおむね 25以上が市街化調整区域内に存するものに限る。）が連たんしている区域（当該区域と一体的な利用に供されることが適当な区域を含む。）であること。
- (2) 当該土地の区域の全部又は一部が市街化区域から 1 キロメートルの範囲内に存すること。
- (3) 区域内の主要な道路が、環境の保全、災害の防止、通行の安全及び効率的な事業活動のために支障がないよう規則で定める幅員で適当に配置されており、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路と接続していること。
- (4) 区域内の排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排水するとともに、その排水によって当該区域及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- (5) 令第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の区域として規則で定める区域を含まないこと。
- (6) 隣接し、又は近接する市街化区域の計画的な市街化を図るうえで支障がないこと。

2 市長は、前項の区域を指定するときは、あらかじめ、奈良国際文化観光都市建設審議会及び奈良市開発審査会（以下「審査会」という。）の議を経るものとする。

3 市長は、第 1 項の区域を指定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前 3 項の規定は、第 1 項の区域の変更又は廃止について準用する。

（法第 34条第 8 号の 3 に規定する条例で定める予定建築物の用途）

第 3 条 法第 34条第 8 号の 3 に規定する開発区域及びそ

の周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定めるものは、次に掲げる用途以外の用途とする。

- (1) 建築基準法（昭和 25年法律第 201号）別表第 2（い）項第 1 号に掲げる建築物（一戸建てのものに限る。）で地階を除く階数が 3 以下のものの用途
- (2) 建築基準法別表第 2（い）項第 2 号に掲げる建築物（一戸建てのものに限る。）で地階を除く階数が 3 以下のものの用途
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が 2 以下のもののうち、市長が指定する建築物の用途

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項第 3 号の規定による指定について準用する。

（法第 34条第 8 号の 4 の規定により条例で定める開発行為）

第 4 条 法第 34条第 8 号の 4 の規定により条例で定める開発行為は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる地域（令第 8 条第 1 項第 2 号口から二までに掲げる土地の区域として規則で定める区域を除く。）のうち市長が指定する区域（以下「特別指定区域」という。）において行われること。
- (2) 目的及び予定建築物等の用途が次のいずれかに該当し、その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めたものであること。

ア 居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近隣地におけるコミュニティ維持のための一戸建ての住宅

イ 開発区域周辺の市街化調整区域に居住する者が、生計を維持するため新たに必要とする自己又は自己が役員となっている法人の業務の用に供する事業所

ウ 市街化調整区域に建築されている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建替えに係る建築物

エ 産業が停滞し、及び人口が減少していると認められる地域における雇用及び就業の機会の創出に資する工場又は研究所

オ 廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる工場

カ 駐車場、資材置場等に利用する土地の適切な管理を行うために必要な建築物

2 市長は、特別指定区域を指定しようとする場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、特別指定区域を指定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前 2 項の規定は、特別指定区域の変更及び廃止について準用する。

(特別指定区域の指定の申出)

第 5 条 次に掲げる要件を満たす地域のまちづくりを行っている団体は、当該団体が作成した土地利用計画に係る土地の一部を、特別指定区域として指定することを市長に申し出ることができる。

- (1) 活動の範囲は、町の区域その他一定の区域であること。
- (2) 規約を定めていること。
- (3) 活動の内容は、特定の個人の利益を誘導するものでなく、個人の財産権を不当に制限しないものであること。
- (4) 土地利用計画が、土地利用の基本方針その他の規則で定める事項について、関係住民及び利害関係人の意見を聴いて作成されたものであること。

2 前項の団体は、同項の規定による申出をしようとするときは、土地利用計画の概要書、前条第 1 項第 2 号に規定する建築物ごとに開発行為を行うことができる区域を明らかにした特別指定区域の指定の案その他規則で定める図書を添付しなければならない。

(令第 31 条ただし書の規定により条例で定める区域等)

第 6 条 令第 31 条ただし書の規定により条例で定める区域、開発行為の目的又は種別及び面積は、次のとおりとする。

区 域	開発行為の目的又は種別	面 積
大和都市計画の区域	工場、研究所、大学等の建築の用に供する開発行為で、産業の振興、学術文化の向上その他の都市機能の維持又は増進に著しく資すると認められるもの	5 ヘクタール

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(都市計画法施行令第 31 条ただし書の規定による面積等を定める条例の廃止)
- 2 都市計画法施行令第 31 条ただし書の規定による面積等を定める条例(平成 15 年奈良市条例第 21 号)は、廃止する。
(奈良市開発審査会条例の一部改正)
- 3 奈良市開発審査会条例(平成 13 年奈良市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条を第 8 条とし、第 2 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。
(所掌事務)
第 2 条 審査会は、都市計画法第 78 条第 1 項に定める事項を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 奈良市開発許可の基準に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 11 号。以下「開発基準条例」という。)第 2 条第 1 項の規定による指定並びにその変更及び廃止
- (2) 開発基準条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定による指定並びにその変更及び廃止
- (3) 開発基準条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定による特別指定区域の指定並びにその変更及び廃止
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、開発行為等の規制についての重要事項

別表(第 4 条関係)

横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、杣ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町

(平成 17 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 12 号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成 3 年奈良市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 選挙公報は、選挙区ごとに(選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて)、発行しなければならない。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日掲示済)

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 13 号

奈良市情報公開条例の一部を改正する条例

奈良市情報公開条例(平成 9 年奈良市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 6 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

5 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村情報公開条例（平成13年月ヶ瀬村条例第10号）及び都祁村情報公開条例（平成15年都祁村条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、編入日以後においては、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 附則第2項の規定にかかわらず、編入日前に月ヶ瀬村情報公開条例に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

(1) 平成14年4月1日以後に作成し、保有し、又は取得した情報

(2) 平成10年4月1日から平成14年3月31日までの間に作成し、保有し、又は取得した情報で、目録が整備されたもの

7 附則第2項の規定にかかわらず、編入前に都祁村情報公開条例に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成16年4月1日以後に作成し、又は取得したものを、実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書とみなして、この条例の規定を適用する。

8 附則第3項の規定にかかわらず、実施機関は、編入日前に都祁村情報公開条例に規定する実施機関（議会を除く。）の職員が平成16年3月31日以前に作成し、又は取得した行政文書で、その検索に必要な目録の整備が終了しているものについて行政文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

9 第12条の規定は、前項の規定により行政文書（行政文書を複写した物を含む。）の写しの交付を受けるものについて準用する。

10 附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、編入前に山辺広域行政事務組合の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等であって、編入日以後において実施機関が管理する行政文書については、この条例の規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第14号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

8 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村個人情報保護条例（平成13年月ヶ瀬村条例第11号）及び都祁村電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例（昭和62年都祁村条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、編入日以後においては、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 編入日前に月ヶ瀬村においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日揭示済)

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第15号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

3 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年月ヶ瀬村条例第27号）又は都祁村職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年都祁村条例第35号）の規定によりそれぞれの村に勤務する職員が行ったサービスの宣誓は、編入日以後においては、この条例の相当規定により行われたサービスの宣誓とみなす。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

第6条 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年月ヶ瀬村条例第9号）又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年都祁村条例第1号）の規定によりそれぞれの村において村長その他の任命権者が行った病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認は、編入日以後においては、この条例の相当規定により市長その他の任命権者が行った病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認とみなす。

(職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する

条例（昭和 26年奈良市条例第 46号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして〔施行期日〕を付し、附則に次の 1 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前にそれぞれの村に勤務する職員に対してなされた分限処分に係る職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26年月ヶ瀬村条例第 29号）又は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30年都祁村条例第 37号）の規定による手続及び効果は、当該職員が引き続きこの条例の適用を受けることとなった場合は、この条例の相当規定による手続及び効果とみなす。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第 4 条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26年奈良市条例第 47号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして〔施行期日〕を付し、附則に次の 1 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前にそれぞれの村に勤務する職員に対してなされた懲戒処分に係る職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26年月ヶ瀬村条例第 30号）又は都祁村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 30年都祁村条例第 38号）の規定による手続及び効果は、当該職員が引き続きこの条例の適用を受けることとなった場合は、この条例の相当規定による手続及び効果とみなす。

（奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 5 条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

12 月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴い、編入前の月ヶ瀬村（以下「旧月ヶ瀬村」という。）又は編入前の都祁村（以下「旧都祁村」という。）の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものの第 8 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

13 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員であつた者で引き続き本市の職員となつたものについては、旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の職員となつた日に、本市の職員となつたものとみなして附則第 7 項から第 11 項までの規定を適用する。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 16号

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和 39年奈良市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 2 号を加える。

(9) 奈良市針テラス事業特別会計 針テラス事業

(10) 奈良市簡易水道事業特別会計 簡易水道事業

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市地域づくり推進基金条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 17号

奈良市地域づくり推進基金条例

（設置）

第 1 条 本市の地域づくりの推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市地域づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

(1) 前条の目的のための寄附金

(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）

で定める額

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市簡易水道基金条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第18号

奈良市簡易水道基金条例

(設置)

第1条 本市月ヶ瀬地域及び都祁地域における簡易水道の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市簡易水道基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市簡易水道事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(歳計剰余金の編入)

第3条 奈良市簡易水道事業特別会計の歳入歳出の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金のうち市長が定める額を基金に編入するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、簡易水道に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市針テラス事業基金条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第19号

奈良市針テラス事業基金条例

(設置)

第1条 針テラス事業の円滑な運営及び拡充に必要な資金を積み立てるため、奈良市針テラス事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定め

る額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第20号

奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金条例

(設置)

第1条 月ヶ瀬八幡橋の維持管理に必要な資金を積み立てるため、奈良市月ヶ瀬八幡橋維持管理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

(1) 前条の目的のための寄附金

(2) 奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 21号

奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金条例

(設置)

第 1 条 本市における公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業に必要な資金を積み立てるため、奈良市公共下水道及び農業集落排水処理施設整備事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、奈良市下水道事業費特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備事業に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市都祁村史発行基金条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 22号

奈良市都祁村史発行基金条例

(設置)

第 1 条 都祁村史発行に必要な資金を積み立てるため、奈良市都祁村史発行基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、奈良市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その設置目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 23号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成 12年奈良市条例第 4号)の一部を次のように改正する。

別表第 26項中「第 29条第 1項」の次に「又は第 2項」を加え、同表第 79項中「基づく特定屋外タンク貯蔵所(」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則(昭和 34年総理府令第 55号)第 20条の 4 第 2項第 3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び」を加え、

「		危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 の場合	1 件につき 6,910,000円	を 」	
	「		危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 の場合		1 件につき 6,910,000円
消防法第 1 条第 1 項前段の規定に基づく浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所の設置の許可 の申請に対する審査			危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満の場合	1 件につき 1,230,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満の場合	1 件につき 1,460,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満の場合	1 件につき 1,630,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満の場合	1 件につき 2,010,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の場合	1 件につき 2,330,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の場合	1 件につき 4,760,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の場合	1 件につき 6,120,000円	
			危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上 の場合	1 件につき 7,440,000円	

同表第 82 項中「（昭和 34 年総理府令第 55 号）」を削り、同表第 97 項の次に次のように加える。

9 7 の 2	地籍調査成果地図の写し交付 手数料	地籍調査の成果である地図の写 しの交付	座標値（筆界点）	1 筆につき 300円
			座標値（図根点）	1 路線につき 300円
			地籍図	1 枚につき 300円

別表第 137 項の次に次のように加える。

137 の 2	動物取扱業登録申請手数料	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 16 年 12 月奈良県条例第 18 号）第 8 条第 1 項の規定に基づ く動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件につき 6,600円
137 の 3	動物取扱業変更登録申請手 料	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 1 条第 1 項の規定に基づく動物取扱業の変更の登録の申請に 対する審査	1 件につき 4,000円
137 の 4	動物取扱業登録証再交付手 料	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 13 条第 2 項の規定に基づく動物取扱業登録証の再交付	1 件につき 2,000円
137 の 5	特定動物飼養許可申請手数料	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養許可の申請に対す る審査	1 件につき 15,000円
137 の 6	特定動物飼養変更許可申請手 数料	奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第 25 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養変更許可の申請に 対する審査	1 件につき 10,000円

別表第 138 項を次のように改める。

138	水質検査手数料	平常検査（排水検査）	1 件につき 7,900円
-----	---------	------------	------------------

	平常検査（排水以外の水の検査）	1 件につき 8,900円
	大腸菌群数検査	1 件につき 1,600円
環境基準項目、排水基準項目等の検査	成分分析 1	1 項目につき 1,100円
	成分分析 2	1 項目につき 3,200円
	成分分析 3	1 項目につき 4,200円
	揮発性有機化合物分析	1 項目につき 44,000円。 ただし、同一検体で 1 項目増すごとに 4,200 円を加算する。
	農薬項目分析	1 項目につき 34,600円。 ただし、同一検体で 1 項目増すごとに 5,900 円を加算する。
環境基準要監視項目検査	揮発性有機化合物分析	1 項目につき 44,000円。 ただし、同一検体で 1 項目増すごとに 4,200 円を加算する。
	農薬項目分析	1 項目につき 34,600円。 ただし、同一検体で 1 項目増すごとに 5,900 円を加算する。
	金属項目分析	1 項目につき 4,200円
	その他の分析	1 項目につき 10,400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第 79 項及び第 138項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う奈良市税条例の適用の経過措置に関する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 24号

月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う奈良市税条例の適用の経過措置に関する条例

（趣旨）

第 1条 この条例は、月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴い、編入前の月ヶ瀬村（以下「旧月ヶ瀬村」という。）及び

編入前の都祁村（以下「旧都祁村」という。）の区域における奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号。以下「市税条例」という。）の適用について必要な経過措置を定めるものとする。

（督促手数料に関する経過措置）

第 2条 平成 16年 5月 1日前に旧都祁村の徴税吏員が発した督促状に係る督促手数料については、都祁村税条例の一部を改正する条例（平成 16年都祁村条例第 2号）附則第 2条の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の都祁村税条例（昭和 30年都祁村条例第 15号）第 21条の規定の例による。

（個人の市民税に関する経過措置）

第 3条 次に掲げる者に係る個人の市民税の賦課徴収その他の手続については、平成 16年度分までに限り、それぞれ月ヶ瀬村税条例（昭和 29年月ヶ瀬村条例第 13号）又は都祁村税条例の例による。

- (1) 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に住所を有する個人
- (2) 旧月ヶ瀬村の区域内又は旧都祁村の区域内に事務所、事業所又は家屋敷（以下本号において「事務所等」と

いう。)を有する個人で当該事務所等が所在する区域内に住所を有しない者

(法人の市民税に関する経過措置)

第 4 条 次に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。次項において同じ。)に係る法人の市民税の賦課徴収その他の手続については、平成 17年 4月 1日(以下「編入日」という。)の前日までの分に限り、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。

- (1) 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に事務所又は事業所を有する法人
- (2) 旧月ヶ瀬村の区域内又は旧都祁村の区域内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下本号において「寮等」という。)を有する法人で当該寮等が所在する区域内に事務所又は事業所を有しないもの及び旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 前項各号に掲げる法人等に係る法人税割の税率は、編入日から平成 20年 3月 31日までに終了する事業年度若しくは計算期間又は連結事業年度の分に限り、市税条例第 24条の規定にかかわらず、100分の 12.3とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第 5 条 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に所在する固定資産に対する固定資産税の賦課徴収その他の手続については、平成 16年度分までに限り、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。

2 市税条例第 69条の規定は、平成 17年度分の固定資産税に限り、旧月ヶ瀬村及び旧都祁村の区域を除く本市の区域、旧月ヶ瀬村の区域並びに旧都祁村の区域ごとに適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 6 条 主たる定置場が旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に所在する軽自動車等(市税条例第 88条第 1項に規定する「軽自動車等」をいう。)に対する軽自動車税の賦課徴収その他の手続については、平成 16年度分までに限り、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。

2 編入日において、現に月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の規定に基づいて交付を受けている原動機付自転車又は小型特殊自動車の標識は、市税条例第 98条第 1項又は第 2項の規定に基づいて交付を受けた標識とみなす。

3 前項の標識の交付を受けている者は、編入日以後に、当該標識と引換えに、市税条例第 98条第 4項の規定により市長が定めるひな型による標識の交付を受けることができる。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 7 条 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村が課した、又は課すべきであった村たばこ税の賦課徴収その他の手続については、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。(特別土地保有税に関する経過措置)

第 8 条 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村が課した、又は課すべきであった特別土地保有税の賦課徴収その他の手続については、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 9 条 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に所在する鉱泉浴場における入湯に対する入湯税の賦課徴収その他の手続については、編入日の前日までの入湯に係る分に限り、それぞれ月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第 10 条 旧月ヶ瀬村又は旧都祁村の区域内に所在する事務所又は事業所において法人(市税条例第 146条第 3項の規定により法人とみなされるものを含む。以下本条において同じ。)又は個人が行う事業で、平成 20年 3月 31日までに終了する事業年度分の法人の事業及び平成 19年までの年分の個人の事業に対する事業所税については、市税条例第 3章第 2節の規定にかかわらず、これを課さない。

2 前項の法人又は個人が行う事業で、平成 20年 4月 1日から平成 22年 3月 31日までに終了する事業年度分の法人の事業並びに平成 20年分及び平成 21年分の個人の事業に対して課する事業所税の税率は、市税条例第 151条の規定にかかわらず、資産割にあっては 1平方メートルにつき 300円、従業者割にあっては 100分の 0.125とする。

(罰則に関する経過措置)

第 11 条 編入日前にした月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例に違反する行為及び編入日以後にした第 3条、第 4条第 1項、第 5条第 1項、第 6条第 1項及び第 7条から第 9条までの規定によりその例によることとされる月ヶ瀬村税条例又は都祁村税条例に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市都祁福祉センター条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 25号

奈良市都祁福祉センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市都祁福祉センター	奈良市蘭生町 1,922番地の 8

(事業)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者及び障がい者の生活、健康等の相談並びに市民の福祉意識の向上に関すること。
- (2) 市民のレクリエーション及び健康増進に関すること。
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(管理の委託)

第 4 条 センターの管理は、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会に委託する。

(使用承認)

第 5 条 センターの多目的施設、会議室、研修室又は和室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 市長は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 項の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当するとき、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 センターの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及びセンターの入浴施設を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 次に掲げる者については、センターの入浴施設の使用料を免除する。

- (1) 市内に居住する 65 歳以上の者
- (2) 障がい者及びその介護を行う者

3 前項に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責

めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第 9 条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第 11 条 センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 12 条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 喫煙すること。
- (6) 指定の場所以外で火気を使用すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第 13 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 入浴施設にあっては、伝染性の疾病にかかっている者、泥酔者その他施設を利用することについて適当でないと認められる者
- (3) 入浴施設にあっては、単独で入浴施設を利用することが困難な者で付添者のないもの
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に都祁村長が行った都祁村福祉センターの使用許可及び都祁村長に対して行われた当該別表(第7条関係)

使用許可の申請は、同日以後においては、この条例の相当規定により行われたセンターの使用承認及び当該使用承認の申請とみなす。

1 多目的施設使用料

区 分	午 前	午 後	午前・午後	夜 間
	9:00~12:30	13:00~16:30	9:00~16:30	17:00~20:00
屋根付き施設 (1面につき)	1,000 ^円	1,000 ^円	2,000 ^円	1,000 ^円
屋根付き以外の施設 (1面につき)	500	500	1,000	

備考 夜間の使用は、6月1日から9月30日までの間に限るものとする。

2 入浴施設使用料

区 分	使 用 料
大 人	1回につき300円
小 人	1回につき150円

備考

- 1 「大人」とは、12歳以上の者(小人に該当する者を除く。)をいう。
- 2 「小人」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。

3 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について、当該規則で定める額

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市立保育所設置条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第26号

奈良市立保育所設置条例

奈良市立保育所設置条例(昭和25年奈良市条例第24号)

の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置する。

(名称、位置及び保育定員)

第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	保育定員
若草保育園	奈良市川上町493番地の1	160人
三笠保育園	奈良市西之阪町9番地	120人
辰市保育園	奈良市杏町39番地の2	160人

帯解保育園	奈良市柴屋町20番地	160人
布目保育園	奈良市邑地町40番地	60人
柳生保育園	奈良市柳生下町156番地	50人
春日保育園	奈良市西木辻町165番地の2	200人
鶴舞保育園	奈良市鶴舞東町1番79-10号	150人
中登美保育園	奈良市中登美ヶ丘一丁目4,162番地	200人
都南保育園	奈良市横井一丁目107番地の1	160人
伏見保育園	奈良市宝来三丁目9番35号	200人
大宮保育園	奈良市三条大宮町3番8号	200人
右京保育園	奈良市右京五丁目1番地の1	200人
高円保育園	奈良市古市町1,249番地	250人
学園南保育園	奈良市学園南三丁目15番28号	200人
朱雀保育園	奈良市朱雀六丁目9番地	160人
京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43-1号	160人
富雄保育園	奈良市三碓六丁目10番13号	160人
神功保育園	奈良市神功四丁目25番地の3	120人

月ヶ瀬保育園	奈良市月ヶ瀬尾山 2,790番	60人
並松保育園	地	60人
都祁保育園	奈良市蘭生町 1,861番地の	90人
吐山保育園	1	60人
三城保育園	奈良市都祁白石町 1,082番	40人

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(へき地保育所の設置)
- 当分の間、へき地保育所設置要綱(昭和 36年 4月 3日発児第 76号厚生事務次官通知)に基づき、本市へへき地保育所を設置する。
- へき地保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小倉保育園	奈良市小倉町 1,022番地
深川保育園	奈良市上深川町 99番地

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 27号

奈良市老人憩の家条例の一部を改正する条例

奈良市老人憩の家条例(昭和 47年奈良市条例第 55号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

奈良市石打老人憩の家	奈良市月ヶ瀬石打 1,171番地の 1
奈良市桃香野老人憩の家	奈良市月ヶ瀬桃香野 1,197番地
奈良市尾山老人憩の家	奈良市月ヶ瀬尾山 348番地の 3

第 3 条中 「許可」を「承認」に改める。

第 3 条の 2 の見出しを【利用承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 6 条中 「地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次の表」を「次の表」に改め、同条の表に次のように加える。

奈良市石打老人憩の家	奈良市石打梅寿会
奈良市桃香野老人憩の家	奈良市桃香野梅寿会
奈良市尾山老人憩の家	奈良市尾山梅寿会

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に月ヶ瀬村長が行った石打すこやか館、桃香野すこやか館及び尾山老人憩の家の使用許可並びに月ヶ瀬村長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、この条例の相当規定により行われた老人憩の家の利用承認及び当該利用承認の申請とみなす。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 28号

奈良市老人軽作業場条例の一部を改正する条例

奈良市老人軽作業場条例(昭和 48年奈良市条例第 8号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置
奈良市田原老人軽作業場	奈良市茗荷町 1,171番地
奈良市並松老人軽作業場	奈良市蘭生町 1,861番地の 7

第 5 条を次のように改める。

(管理の委託)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる作業場の管理は、それぞれ同表の右欄に掲げる公共的団体に委託するものとする。

名 称	委 託 先
奈良市田原老人軽作業場	奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
奈良市並松老人軽作業場	奈良市並松老人学級

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 29号

奈良市立診療所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所設置条例(昭和 24年奈良市条例第 27号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

奈良市立月ヶ瀬診療所	奈良市月ヶ瀬尾山 2,790番地
奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町 1,082番地

第 2 条中 「奈良市立奈良診療所」の次に「、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を加える。

第 3 条中 「地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244

条の2第3項の規定に基づき、」を削る。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(平成17年3月30日揭示済)

奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第30号

奈良市立診療所諸料金条例の一部を改正する条例

奈良市立診療所諸料金条例(昭和24年奈良市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「奈良市立奈良診療所」の次に「、奈良市立月ヶ瀬診療所及び奈良市立都祁診療所」を加える。

第2条を次のように改める。

(使用料及び利用料金)

第2条 使用料及び利用料金は、次に定めるところによる。

- (1) 一般診療(次号から第5号までに掲げる診療以外の診療をいう。)については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)により算定した額
- (2) 老人保健法(昭和57年法律第80号)の適用を受ける診療については、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)により算定した額
- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける診療については、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号労働省労働基準局長通知)により算定した額
- (4) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受ける診療については、第1号により算定した額に100分の150を乗じて得た額
- (5) はり、きゆうの施術については、厚生労働省保険局長通知による額

2 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

第3条第1号中「1,200円」を「3,000円」に改め、同条第2号中「同」を「1通につき」に、「1,200円」を「3,000円」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 死体検案書交付手数料 1通につき 3,000円

第3条に次の2号を加える。

(4) 診断書交付手数料

- ア 様式持参の場合 1通につき 3,000円
- イ その他の場合 1通につき 1,200円

(5) その他の証明書等交付手数料 その都度市長が定める額

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市立診療所諸料金条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の交付申請に係る手数料から適用し、同日前の交付申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市簡易水道条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第31号

奈良市簡易水道条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本市に簡易水道を設置する。

2 市の簡易水道の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件、給水の適正を保持するために必要な事項等について定めるものとする。

(名称及び給水区域)

第2条 簡易水道の名称及び給水区域は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用として使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事業業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事業業者について必要な事項は、市長が別に定める。

4 第1項の規定により市長が給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第 7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市が設置する簡易水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第 1項の規定による指定の権限は、法第 16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置工事の費用負担)

第 8条 給水装置工事の費用は、給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認められたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事費の算出方法)

第 9条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- (7) その他市長が特に必要と認める費用

2 前項に規定する費用の算出について必要な事項は、市長が別に定める。

(給水装置工事費の前納)

第 10条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した当該給水装置工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 給水装置工事の申込者が前項の概算額の指定納期から 15日を過ぎても当該概算額を納付しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 第 1項の規定による前納金は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。ただし、還付又は追徴の額がそのために要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

(給水装置の変更の工事)

第 11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の使用者又は所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第 3章 給水

(給水の原則)

第 12条 給水は、非常災害、簡易水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度予告するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 第 1項の規定により給水を制限し、又は停止したことにより、損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第 13条 簡易水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。

(管理人)

第 15条 次のいずれかに該当する者は、簡易水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認められた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第 16条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第 17条 メーターは、市長が設置し、簡易水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「簡易水道使用者等」という。)に貸与し、保管させる。

2 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 簡易水道使用者等は、前項の規定による注意義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(簡易水道の使用中止、変更等の届出)

第 18条 簡易水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) メーターの口径を変更するとき。
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 簡易水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の使用者の住所又は氏名の変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として簡易水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人の変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消火又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員を立ち合わせなければならない。

(簡易水道使用者等の管理上の責任)

第20条 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、当該修繕に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。ただし、市長が当該費用を簡易水道使用者等に負担させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、簡易水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について簡易水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査について、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、分担金及び手数料

(料金の納付義務)

第22条 簡易水道の使用料(以下「料金」という。)は、簡易水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって簡易水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表第2の簡易水道の区分に応じ、同表に定める基本料金及び従量料金の合計額とする。

(料金の算定)

第24条 市長は、毎月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。次項において同じ。)に計量した使用水量に基づき定例日の属する月分の料金を算定する。

2 市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量の認定)

第25条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により簡易水道を使用するとき。

(料金計算方法の特例)

第26条 月の15日までに給水を中止し、廃止し、若しくは停止したとき又は月の16日以降において使用を開始したときの基本料金は、定額の2分の1の額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合においては、基本水量の2分の1を超える使用水量について、従量料金を計算する。

3 月の中途において料率の適用区分(メーターの口径をいう。以下この項において同じ。)に変更があった場合は、その月の料金は、適用日数の多い料率の適用区分によって計算する。ただし、その適用日数がそれぞれ等しいときは、変更があった後の料率の適用区分によって計算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に簡易水道を使用しようとする者は、その使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、簡易水道の使用をやめたときに精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。ただし、還付又は追徴額がそのために要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

(共用給水装置の水量の認定)

第28条 共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは各戸の水量を認定することができる。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、2月分をまとめて徴収することができる。

(分担金)

第30条 給水装置を新設しようとする者は、簡易水道施設分担金(以下「分担金」という。)を工事申込みの際に納入しなければならない。給水装置を改造してメーターの口径を変更(口径を増す場合に限る。以下同じ。)しようとする者についても、同様とする。

2 分担金の額は、別表第3の簡易水道の区分に応じ、同表に定める額とする。ただし、口径の変更に係る工事の申込者が納入すべき分担金の額は、変更後の口径に応ずる分担金と変更前の口径に応ずる分担金との差額とする。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 市長は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料(以下「手数料」という。)を徴収する。

- (1) 第6条第1項の指定を受ける者 1件につき10,000円
- (2) 第6条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受ける者 1件につき2,000円
- (3) 第6条第2項の工事検査を受ける者 1件につき

2,000円

2 手数料は、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収することができる。

(料金等の軽減又は免除)

第 32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、分担金、手数料その他の費用を減免することができる。

第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 33条 市長は、簡易水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、簡易水道使用者等に対し、適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 34条 市長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32年政令第 336号)第 5 条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 市長は、給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第 16条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第 5 条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 35条 市長は、次のいずれかに該当するときは、簡易水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 簡易水道の使用者が、第 9 条第 1 項の給水装置工事の費用、第 20 条第 2 項の修繕に要する費用、料金、分担金、手数料又は第 33 条第 1 項の措置に要する費用を期限までに納入しないとき。

(2) 簡易水道の使用者が、正当な理由がなく、第 24 条の使用水量の計量又は第 33 条第 1 項の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告をしても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第 36条 市長は、次のいずれかに該当する場合で、簡易水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ、その使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

(過料)

第 37条 市長は、次のいずれかに該当する者には、5 万円以下の過料を科する。

(1) 第 5 条の承認を受けないで、給水装置工事を施行した者

(2) 正当な理由がなく、第 16 条第 2 項のメーターの設置、第 24 条の使用水量の計量、第 33 条第 1 項の給水装置の検査又は第 35 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第 20 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者

2 偽りその他不正の行為によって、料金、分担金又は手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科する。

第 6 章 貯水槽水道

(市の責務)

第 38条 市長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 7 章 補則

(委任)

第 40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、月ヶ瀬村簡易水道給水条例(昭和 3 年月ヶ瀬村条例第 98 号)又は都祁村簡易水道事業給水条例(平成 10 年都祁村条例第 16 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前に、月ヶ瀬村及び都祁村においてした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。
別表第1(第2条関係)

奈良市簡易水道給水区域

名称	給水区域
奈良市月ヶ瀬簡易水道	月ヶ瀬石打の一部 月ヶ瀬尾山の一部 月ヶ瀬長引の一部 月ヶ瀬嵩の一部 月ヶ瀬月瀬の一部 月ヶ瀬桃香野の一部
奈良市白石地区簡易水道	都祁白石町の一部 針町の一部
奈良市南之庄地区簡易水道	都祁南之庄町の一部 都祁甲岡町 来迎寺町の一部

	都祁友田町の一部 蘭生町の一部
奈良市都祁簡易水道	都祁友田町の一部 蘭生町の一部 都祁小山戸町の一部 都祁相河町の一部 都祁吐山町の一部 都祁こぶしが丘 針町の一部 針ヶ別所町の一部 小倉町の一部 上深川町の一部 下深川町の一部 荻町の一部 都祁馬場町の一部 天理市山田町 90番地

別表第2(第23条関係)

奈良市簡易水道料金表

1 専用給水装置及び共用給水装置

名称	基本料金(1月につき10立方メートルまで)	従量料金(1月につき)
奈良市月ヶ瀬簡易水道	2,000円	使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 20円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 25円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 30円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 35円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 40円 使用水量70立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 50円
奈良市白石地区簡易水道	口径13ミリメートル 1,580円	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 14円
奈良市南之庄地区簡易水道	口径20ミリメートル 2,460円	使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 15円
奈良市都祁簡易水道	口径25ミリメートル 6,440円	使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 16円
	口径40ミリメートル 13,000円	使用水量40立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 17円
	口径50ミリメートル 26,000円	使用水量60立方メートルを超え、110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 17円
	口径75ミリメートル 52,000円	使用水量110立方メートルを超え、210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 19円 使用水量210立方メートルを超え、310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 19円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 20円

備考

- 1 「口径」とは、メーターの口径をいう。
- 2 算出した料金額に 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 私設消火栓

私設消火栓を公共のための演習に使用するときの料金は、奈良市月ヶ瀬簡易水道にあっては無料とし、奈良市白石地区簡易水道、奈良市南之庄地区簡易水道及び奈良市都祁簡易水道にあっては消火栓 1個 1回につき 800円とし、その使用時間は 5分以内とする。

別表第 3 (第 30条関係)

奈良市簡易水道分担金表

名 称	メーターの口径	金額 (1件につき)
奈良市月ヶ瀬簡易水道	13㍍リメートルから	250,000円
	75㍍リメートルまで	
奈良市白石地区簡易水道	13㍍リメートル	206,000円
	20㍍リメートル	280,000円
奈良市南之庄地区簡易水道	25㍍リメートル	600,000円
	40㍍リメートル	1,100,000円
奈良市都祁簡易水道	50㍍リメートル	2,200,000円
	75㍍リメートル	4,400,000円

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 32号

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例

奈良市保健センター条例 (昭和 55年奈良市条例第 7号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを【名称、位置及び所管区域】に改め、同条中「及び位置」を「、位置及び所管区域」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所管区域
奈良市中央保健センター	奈良市二条大路南一丁目 1 番 30号	都祁保健センターの所管区域を除く区域
奈良市都祁保健センター	奈良市都祁白石町 1,08番地	月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 センターは、その所管区域外の者も利用することができる。

第 3 条中「市民の予防衛生に関する次の」を「次に掲げ

る」に改め、同条中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 保健指導に関すること。

第 3 条第 6 号を次のように改める。

(6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 33号

奈良市墓地条例の一部を改正する条例

奈良市墓地条例 (昭和 43年奈良市条例第 45号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

奈良市都祁墓地	奈良市針町 29番地の 2
---------	---------------

第 3 条を次のように改める。

(使用の目的)

第 3 条 墓地 (奈良市都祁墓地を除く。次条及び第 11条第 3号において同じ。) は、墳墓の造営 (埋葬を除く。) 並びに碑石及び形像類の建設以外の目的に使用してはならない。

2 奈良市都祁墓地は、墳墓の造営以外の目的に使用してはならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、祭しその他の行為で臨時に行うものについては、墓地を使用させることができる。

第 4 条中「ふん墓の祭祀」を「墳墓の祭し」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表に定める」を削り、「同表」を「別表」に改める。

第 11 条の見出しを【使用許可の取消し】に改め、同条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 号中「許可」を「墓地の使用許可」に改める。

第 12 条第 1 項中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「ふん墓の祭祀」を「墳墓の祭し」に改め、同条第 2 項中「そのふん墓」を「その墳墓」に、形像類等を「形像類」に、「ふん墓等」を「墳墓等」に改める。

第 13 条中「ふん墓等」を「墳墓等」に改める。

第 14 条中「、地方自治法 (昭和 2年法律第 67号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき」を削る。

別表奈良市寺山霊苑の項の次に次のように加える。

奈良市都祁墓地	1区画ごとに	当初使用料	2,000円
---------	--------	-------	--------

別表中「本市外」を「奈良市都祁墓地を除き、本市外」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に都祁村墓地条例(昭和40年都祁村条例第12号)に規定する都祁村墓地を使用している者は、この条例の施行の日以後においては、この条例による改正後の奈良市墓地条例に規定する奈良市都祁墓地の使用許可を受けた者とみなす。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第34号

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

奈良市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成13年奈良市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

4 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に県条例の規定により奈良県知事の登録を受け月ヶ瀬村及び都祁村において浄化槽保守点検業を営む者は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、この条例の規定により市長の登録を受けた者とみなす。

5 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日(以下「編入日」という。)前に県条例の規定により月ヶ瀬村及び都祁村において浄化槽保守点検業を営む者に対して奈良県知事が行った処分その他の行為又は奈良県知事に対して行っている申請その他の行為は、編入日以後においては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

6 編入日前に、月ヶ瀬村及び都祁村においてした行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第35号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(納期及び納付額)」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料の額は、次に定めるところにより算定する。

(1) 当該年度分の納付義務者から徴収する保険料の賦課額を、最初の納期から順に千円ずつ、残額が千円未満になるまで分配する。

(2) 前号の残額を、同号の規定により最初の納期に分配した額に加算する。

附則第4項中「第10条第1項中『山林所得金額』の次に『の合計額から同条第2項』を加え、から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に相当する金額」と、「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」を「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(とあるのは『山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(』に、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に相当する金額」を「控除後の長期譲渡所得の金額」に、「地方税法」を「と、「地方税法」に改める。

附則第5項中「長期譲渡所得の金額」を「控除後の長期譲渡所得の金額」に、「短期譲渡所得の金額」を「控除後の短期譲渡所得の金額」に、「長期譲渡所得の特別控除額」を「規定する長期譲渡所得の金額」に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「規定する短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」に改め、附則に次の見出し及び7項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

13 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに給付事由の生じた月ヶ瀬村又は都祁村が行う国民健康保険の被保険者に係る給付については、月ヶ瀬村国民健康保険条例(昭和34年月ヶ瀬村条例第101号)又は都祁村国民健康保険条例(昭和35年都祁村条例第1号)の例による。

14 編入日の前日までに月ヶ瀬村国民健康保険税条例(昭和31年月ヶ瀬村条例第46号)又は都祁村国民健康保険税条例(昭和35年都祁村条例第2号)に基づいて課した、又は課すべきであつた国民健康保険税については、なお従前の例による。

15 編入日の前日において月ヶ瀬村及び都祁村が行う国民健康保険の被保険者が属していた世帯(第16条第1項各号のいずれかに該当する納付義務者が属する世帯を除く。)の国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者に係る平成17年度から平成19年

度までの各年度分の基礎賦課額は、第 9 条及び第 12 条の 2 の規定にかかわらず、これらの規定により算定される額に、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 平成 17年度 100分の 85
- (2) 平成 18年度 100分の 90
- (3) 平成 19年度 100分の 95

16 前項に規定する者（法第 116条の 2 第 1 項本文又は第 2 項の適用を受ける者を除く。）が編入日以後に編入前の月ヶ瀬村及び都祁村の区域から当該区域以外の本市の区域内に転居したときは、当該転居した日の属する年度までの間に限り、前項の規定を適用する。

17 第 15項に規定する国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者の全員が、編入日以後に法第 6 条各号のいずれかに該当したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した後、再び当該被保険者の資格を取得したとき（同一年度内に当該資格を取得したときを除く。）は、同項の規定を適用しない。

18 第 15項の規定の適用を受ける場合における第 12条の 6 の規定の適用については、同条中「基礎賦課額」とあるのは、「基礎賦課額（附則第 15項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）」とする。

19 編入日の前日までに月ヶ瀬村及び都祁村で行われた行為及び編入日以後に行われた行為で第 13項の規定によりなお従前の例によることとされる月ヶ瀬村国民健康保険条例又は都祁村国民健康保険条例に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

（施行期日）

1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 14 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 17年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 16年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 36号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成 12年奈良市条例第 13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 条を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

第 3 条 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに月ヶ瀬村介護保険条例（平成 12

年月ヶ瀬村条例第 10号）又は都祁村介護保険条例（平成 12年都祁村条例第 10号）に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

第 4 条 賦課期日において編入前の月ヶ瀬村の区域内に住所を有する第 1 号被保険者（法第 13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。）に係る平成 17年度における保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38条第 1 項第 1 号に掲げる者 12,000円
- (2) 令第 38条第 1 項第 2 号に掲げる者 18,000円
- (3) 令第 38条第 1 項第 3 号に掲げる者 24,000円
- (4) 令第 38条第 1 項第 4 号に掲げる者 30,000円
- (5) 令第 38条第 1 項第 5 号に掲げる者 36,000円

2 賦課期日において編入前の都祁村の区域内に住所を有する第 1 号被保険者（法第 13条の規定により当該区域内に住所を有していたと認められる者を含む。）に係る平成 17年度における保険料率は、第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38条第 1 項第 1 号に掲げる者 16,800円
- (2) 令第 38条第 1 項第 2 号に掲げる者 25,200円
- (3) 令第 38条第 1 項第 3 号に掲げる者 33,600円
- (4) 令第 38条第 1 項第 4 号に掲げる者 42,000円
- (5) 令第 38条第 1 項第 5 号に掲げる者 50,400円

第 5 条 編入日の前日までに月ヶ瀬村及び都祁村で行われた行為及び編入日以後に行われた行為で附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる月ヶ瀬村介護保険条例又は都祁村介護保険条例に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 37号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 55年奈良市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

7 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村印鑑条例（平成 10年月ヶ瀬村条例第 12号）及び都祁村印鑑条例（昭和 52年都祁村条例第 6 号）の規定により登録されている印鑑並びにこれらの条例の規定により行われている印鑑の登録申請は、当該編入の日以後においては、この条例の規定により登録された印鑑及びこの条例の規

定により行われた印鑑の登録申請とみなす。

8 前項の規定により登録されたものとみなされた印鑑に係る月ヶ瀬村長及び都祁村長が交付した印鑑登録証は、平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日（その日前に次項の規定により印鑑登録証の交付を受けた場合は、当該交付を受けた日の前日）までの間、この条例の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

9 当分の間、第 6 条の規定にかかわらず、市長は、第 7 項の規定により登録されたものとみなされた印鑑に係る印鑑登録証を月ヶ瀬村長又は都祁村長が交付した印鑑登録証と引換えに交付するものとする。この場合において、当該交付を受けようとする者は、月ヶ瀬村長又は都祁村長から送付された印鑑登録証の引換えを通知する文書を添えなければならない。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲 示 済)

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 38 号

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 5 年奈良市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に月ヶ瀬村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 7 年月ヶ瀬村条例第 11 号）及び都祁村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 8 年都祁村条例第 1 号）の規定により登録されている認可地縁団体印鑑並びにこれらの条例の規定により行われている認可地縁団体印鑑の登録申請は、当該編入の日以後においては、この条例の規定により登録された認可地縁団体印鑑及びこの条例の規定により行われた認可地縁団体印鑑の登録申請とみなす。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲 示 済)